

# 令和4年度 指定給水装置工事事業者講習会

札幌市水道局 給水部給水装置課

## 本日の講義内容

- ① 関連法について
- ② 給水装置工事の概要及び設計審査について
- ③ 給水装置工事の施工及び道路復旧について
- ④ 給水装置工事の検査について
- ⑤ 給水装置工事の手数料等について
- ⑥ 給水装置工事に関するトラブル及び違反行為について
- ⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止
- ⑧ エポキシ樹脂粉体塗装ライニング管について ~モルタルライニングとの違い~

## ① 関連法について

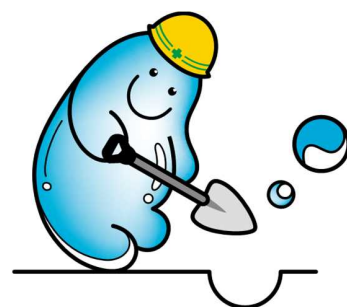
3

### ～ ① 関連法について～

#### 【講義内容】

- 1 指定給水装置工事事業者制度  
(指定事業者制度)
- 2 給水装置の構造及び材質の基準  
(構造・材質基準)

# I 指定給水装置工事事業者制度 (指定事業者制度)



① 関連法について

5

## 水道法 第3節 指定給水装置工事事業者

- ・第25条の2 指定の申請
- ・第25条の3 指定の基準
- ・**第25条の3の2 指定の更新 (改正水道法で新たに規定)**
- ・第25条の4 給水装置工事主任技術者
- ・第25条の7 変更の届出
- ・第25条の8 事業の基準
- ・第25条の9 主任技術者の立会
- ・第25条の10 報告又は資料の提出
- ・第25条の11 指定の取消し

① 関連法について

6

# 指定事業者制度

## 指定の基準（水道法第25条の3）

- ① 事業所ごとに「給水装置工事主任技術者」を選任すること。
- ② 省令で定める機械器具を有すること。
- ③ 法律で定める欠格要件に該当しないこと。  
（誓約書の提出）

① 関連法について

7

# 指定事業者制度

## 指定の更新（水道法第25条の3の2）

これまでの制度では...

所在不明の指定事業者が多数存在



5年ごとの更新制度を採用

効果

- 所在不明事業者の減少
- 指定事業者の資質の維持・向上

更新手続きを行わなければ... 指定事業者としての**効力を失う。**

① 関連法について

8



# 指定事業者制度

## 主任技術者（水道法第25条の4）

- ① 事業所ごとに主任技術者を選任すること。
- ② 主任技術者を選任・解任したときは、遅滞なく届出を行うこと。  
※ 主任技術者が欠けた場合は、その日から2週間以内に新たに選任しなければならない。
- ③ 工事従事者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
- ④ 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
  - (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
  - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
  - (3) 給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合していることの確認
  - (4) 水道事業者との連絡又は調整等

① 関連法について

# 指定事業者制度

## 変更の届出（水道法第25条の7）

	変更事項	期限	様式	添付書類		
				【法人】	【個人】	
指定事項の変更	申請者の氏名・名称・住所	変更のあった日から <b>30日以内</b>	変更届出書 誓約書 証明書再交付願い※1	定款又は寄付行為(写) 登記簿謄本又は登記事項証明書 事業者証※1	住民票(写) 事業者証※1	
	<b>役員の氏名</b>		変更届出書 誓約書	登記簿謄本又は登記事項証明書		
	主任技術者の氏名・免状交付番号		変更届出書		主任技術者の免状又は技術者証の写し	
	電話番号・FAX番号※3				なし	
事業所の名称・所在地・代表者氏名、電話番号・FAX番号・Eメールアドレス※3						
	事業の廃止、休止、再開	廃止・休止の日から <b>30日以内</b> 再開の日から <b>10日以内</b>	廃止・休止・再開届出書	事業者証※2		

※1 氏名・名称を変更する場合 ※2 事業を廃止する場合 ※3 札幌市独自の規定

① 関連法について

## 2 給水装置の構造及び材質の基準 (構造・材質基準)



### 構造・材質基準

#### ◎ 施行令で定める給水装置の構造及び材質の基準 7 項目

- ① 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- ② 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- ③ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

## 構造・材質基準

### ◎ 施行令で定める給水装置の構造及び材質の基準 7 項目

- ④ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- ⑤ 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置を講ぜられていること。
- ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ⑦ 水槽、プール、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

① 関連法について

17

## 構造・材質基準

### ◎ 構造・材質基準の適合品

給水装置に用いる給水管や給水用具は『**基準適合品**』でなければならない。

基準適合品とは...

- 自己認証・第三者認証の証明があるもの。
- 基準を満足する製品規格の適合品である証明があるもの（JIS、JWWAなど）。

認証品	表示方法
日本産業規格品	J I S マーク
社) 日本水道協会認証品	J W W A マーク、検査証印
第三者認証品	各団体認証マーク
自己認証品	自社検査証印

① 関連法について

18

## ◎ 第三者認証機関による給水用具の認証マーク



(公社) 日本水道協会品質認証マーク



(一財) 日本燃焼機器検査協会認証マーク



(一財) 電気安全環境研究所認証マーク



(一財) 日本ガス機器検査協会認証マーク



(株) UL Japan認証マーク

① 関連法について

19



## ② 給水装置工事の概要及び設計審査について

20

- 1) 給水装置工事の概要
- 2) 給水装置工事の設計審査
- 3) 工事申込に関する事務手続き等

### 1) 給水装置工事の概要

#### 【給水装置工事の流れ】

- ① **工事受注**  
⇒需要者等から工事施行依頼
- ② **調査、計画立案・設計、  
給水装置工事申込書作成**
- ③ **水道事業者の審査、審査手数料等納入**
- ④ **施工の承認**
- ⑤ **工事の施工**
- ⑥ **水道事業者の竣工検査  
工事完了連絡、検査申込書・  
しゅん功図提出**  
検査手数料の納入
- ⑦ **書類検査・メーター支給**
- ⑧ **現地検査（通水）**
- ⑨ **引渡し**

## 2) 給水装置工事の設計審査

(設計審査の必要性)

- 設計審査は、給水装置工事の適正な施工を確保するため、事前に設計図等により、構造・材質や施工方法が、法令及び札幌市の基準に適合していることを確認するために行う。
- 構造材質基準に適合しない給水管、給水用具又は工法によって施行された場合には、安全な水の安定供給が損なわれるおそれや、水質基準に適合しない水が給水管から配水管へと逆流し、公衆衛生上大きな被害が生じるおそれがあります。

## 2) 給水装置工事の設計審査

【工事申込み・設計審査】

- 給水装置〇〇（兼設計審査）申込書
- 図面  
位置図、平面図、平面管路詳細図、立体図
- 水理計算書  
使用水量、メーター種別・口径、損失水頭計算
- その他関係書類  
所有者変更届、利害関係人同意書、使用開始届等  
(指針P.13～)



### 3) 工事申込みに関する事務手続き

- 中高層建物直結給水の事前協議
- 配水管(配水補助管)布設要望
- 給水装置所有者変更届
- 給水装置台帳／管理図 閲覧・複写

### 3) 工事申込みに関する事務手続き

#### •【中高層建物直結給水の事前協議】

- 直結給水を実施するには、事前協議を行うことが基本
- 直結給水が認められるのは必要な水量、水圧、水質を安定的かつ継続的に供給できると判断される場合
- 建築計画における機械室の配置や面積に影響を与えるので、早い段階で事前協議を行う必要がある
- 回答までは3週間程度要する



### 3) 工事申込みに関する事務手続き

#### 【配水管（配水補助管）等の布設要望】

対象及び主な条件（各種詳細要件の合致が必要）

- 市街化区域内の公道又は私道であって、幅員4.0m以上を有し、技術的に布設可能なもの
  - (1) 公道（市道・法定外道路）
    - ・ 給水要望者及び建築物があること
  - (2) 私道（建築基準法上の道路で幅員4.0m以上のもの）
    - ・ 給水要望者及び建築物が各複数あること
    - ・ 私道の土地所有者全員の使用承諾及び押印  
（※建築物は、建築確認があり給水を必要とするもの）

②給水装置工事の概要及び設計審査について

28

### 3) 工事申込みに関する事務手続き

#### ・【配水管（配水補助管）等の布設要望】

##### ○布設要望の申請書類

- (1) 公道
  - ・ 水道管布設要望書
  - ・ 位置図及び建築確認済証（写し）
  - ・ 道路台帳図
- (2) 私道
  - ・ 水道管布設要望書
  - ・ 位置図及び建築確認済証など
  - ・ 土地使用承諾書(私道所有者全員の氏名・押印)
  - ・ 土地の登記事項証明書（発行から3か月以内）及び地番図
  - ・ 指定道路台帳図(写し)

（指針P. 6）

②給水装置工事の概要及び設計審査について

29

### 3) 工事申込みに関する事務手続き

#### ・【給水装置所有者変更届】

##### ○添付資料(いずれか)

登記事項証明書（本書又は複写可）

売買契約書（複写）

印鑑証明書（本書）

※ 登記事項証明書については、登記官名及び印が確認できるもので、発行から3か月以内のもの

（法務局情報提供サービスによる印刷書類は不可）

※ 印鑑証明書については、新旧の各所有者の印鑑証明書が必要  
（届出印も印鑑証明書の印を使用）

### 3) 工事申込みに関する事務手続き

#### ・【給水装置台帳／管理図の閲覧・複写】

☆閲覧・複写が可能な者☆

##### ○給水装置台帳

- ・給水装置所有者
- ・給水装置使用者
- ・指定事業者
- ・委任状を持った者

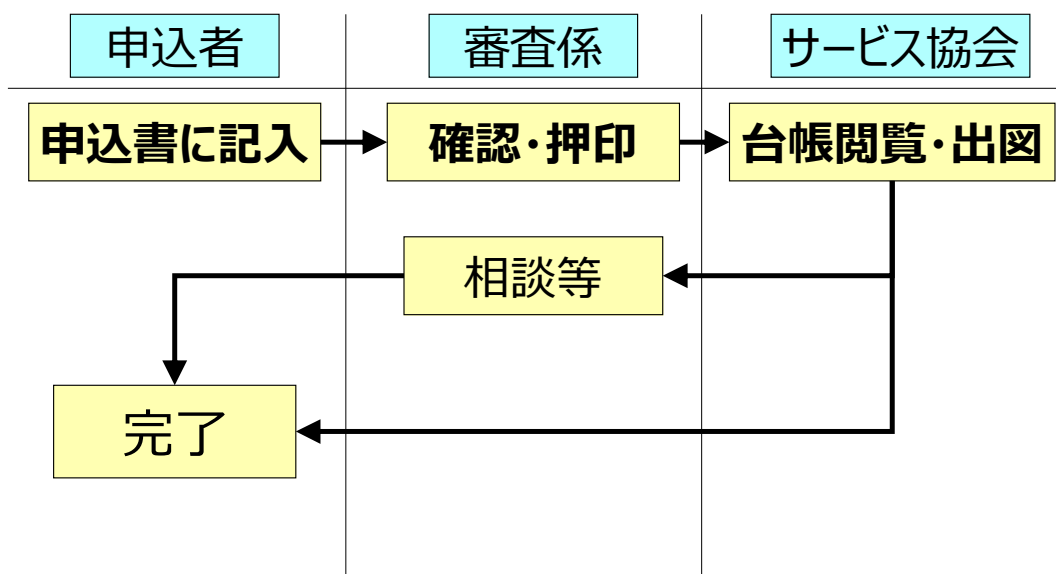
##### ○管理図

- ・台帳閲覧可能者
- ・工事関係者
- ・宅地建物取引調査員

閲覧時間：平日8：45～16：30まで  
（12：15～13：00を除く）

### 3) 工事申請に関する事務手続き

- ・【給水装置台帳／管理図の閲覧・複写】



②給水装置工事の概要及び設計審査について

32




## ③給水装置工事の施工及び道路復旧について

給水装置工事設計施工指針の133ページから169ページに記載

33

1. 給水装置工事を施工するときは、配水管に給水管を取付ける工事及び配水管への取付口からメーターまでの **工事に関する工法、工期その他の工事上の条件** に従い施行すること。

 一言ポイント …… 本市が定める工事に関する工法、工期その他の工事上の条件

**【分岐方法】**

- 口径350mm以下の配水管及び給水管から行うこと。
- 配水管等の管種や口径と引込する給水管の口径に応じた分岐方法（サドル付分水栓、割T字管、二受T字管、チーズ）で行うこと。
- 適切に作業を行うことが出来る技能を有する者が行うこと。
- 配水管等の外面を十分清掃し、分水用具のボルトの締付けが、片締めにならないよう均等に締付けること。
- せん孔機は確実に取付け、仕様に合ったドリル、カッターを使用すること。
- せん孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。
- 分岐部には、防食（ポリエチレンシート、防食コア等）及び沈下防止等の防護を施すこと。

 一言ポイント …… 本市が定める工事に関する工法、工期その他の工事上の条件



**【給水管及び給水用具の設置方法】**

➢ 屋外配管

給水管埋設深さ



- ・国道は1.2m以上。
- ・道々・市道及び私道は1.1m（ただし、Φ350は1.2m）以上。
- ・宅地内1.0m以上。

単層（一層）Pe管



（平成3年以前の布設管）  
内面剥離による出水不良等の事故が危惧されることから、状況に応じてポリエチレン二層管に布設替えることが望ましい。

➢ 給水管の防護

「17. 給水装置の防護」(指針P164)

➢ 給水管の防食

「17. 給水装置の防護」(指針P164)

➢ 止水用具

「7.8.1 止水用具」(指針P91)

➢ その他の器具及び装置

「7.10 その他の給水用具及び装置」(指針P100) / 「20.標準図」(指針P178)

➢ 給水管及び給水用具の明示

「18. 給水装置の明示」(指針P166)

1. 施工は、設計に基づき確実にすること。
2. 施工にあたっては、関係法規を遵守し、危険防止のための必要な対策及び措置を講じること。
3. 主任技術者は、常に現場の工程、施工状況等を把握し、適切な施工管理に努めること。
4. 工事施工中の交通安全対策については、当該道路管理者と所轄警察署長の施工条件及び指示に基づき、適切に交通安全を施行し、かつ、通行者等の事故防止対策を講じること。
5. 給水装置工事を適切に実施するため、必要な事項は、事前に本市と協議すること。

1. 掘削方法の選定にあたっては、現場状況等を総合的に検討したうえで決定すること。
2. 舗装の切断は、カッター等を使用し直線的に丁寧に切取ること。また、工事の施工によって生じた舗装塊等の産業廃棄物は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の法律に基づき、工事施行者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。
3. 掘削は、周辺の環境、交通、他の埋設物等に与える影響を十分配慮すること。
4. 掘削は事前の調査を行い、安全かつ確実な施工ができる掘削断面とし、現場状況によっては貫孔機を使用するなど必要最小限とすること。



1. 埋戻しは、管布設後速やかに行うこと。
2. 埋戻しにあたっては、良質な土砂を用い、施工後に陥没、沈下等が発生しないよう十分締固めるとともに、布設した給水管及び他の埋設物にも十分注意すること。
3. 埋戻しは、一層の厚さが30cm以下（路床部は20cm以下）を基本として一層ごと入念に締固め、沈下を生じないように施工すること。
4. 地下水位の高い場所の埋戻しにあたっては、適正な埋戻し材で行うこと。

1. 道路復旧は、道路管理者の許可条件を遵守し、速やかに原形に復旧すること。
2. 路床は、不陸整正を行った後、十分転圧すること。
3. 路盤材料（砂・碎石）の敷均しは、均等に過不足のないように行い十分締固めをすること。
4. 舗装仮復旧は、常温合材又は加熱合材を使用し、在来路面にすりつくように敷均して、十分転圧すること。
5. 舗装本復旧は、路盤面及び既設舗装との密着を良くし、仕上面に凹凸がないよう適正な機種で転圧すること。
6. 道路復旧に使用する路盤材料及びアスファルト材料は、札幌市土木工事共通仕様書等の規定によること。

1. 分岐（サドル付分水栓，割T字管等）及び分岐部の撤去は、適切な作業を行う事が出来る技能を有する者が施工、又は監督を行うこと。
2. 断水を伴う工事は、事前に本市と協議すること。
3. 分岐の位置（取付け）は、既存の分岐部及び管末から所定の間隔を確保すること。
4. 分岐部には、防食及び沈下防止等の防護を施すこと。
5. 配水用ポリエチレン管の分岐及び撤去部には、有機溶剤等の浸透防止の防護を施すこと。

1. 給水管が他の埋設物と交差又は近接する場合は、その間隔を30cm以上とすること。
2. 給水管の配管は、原則として直管及び継手を接続することにより行うこと。やむを得ず曲げて使用する場合には、管材質に応じた適正な施工を行うこと。
3. 鋳鉄管の布設にあたっては、管の鋳出文字を上にして据付け直線配管とすること。また低所から高所に向けて配管し受口部は、高所へ向けること。
4. ポリエチレン管の布設にあたっては、管のねじれ、巻きぐせ等を解き引張ったりせず、余裕を持った配管とすること。また、貫孔内に管を引込む場合は、損傷を与えないよう注意するとともに、管内に土砂が入らないよう適切な措置を講じ、敷地内においてはできるだけ直線配管にすること。



5. 管の埋設深さは、国道1.2m、その他の道路1.1m以上（φ350は1.2m）、宅地内1.0m以上を確保すること。
6. 埋設にあたっては、施工場所の土質、配管方法に応じて拔出防止、腐食防止等の適切な防護を施すこと。
7. 給水装置工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断時又は一日の工事終了後には、管端にプラグ等で栓をし、汚水等が流入しないようにすること。

1. 管は、自重によるたわみ及び水圧等による振動で損傷を受けないよう支持金具を用い適当な間隔で壁等に固定すること。
2. 管と支持金具は直接接触させないこと。また、これらは他の金属とも接触させないこと。
3. 横走り管は、1/100以上の勾配を確保すること。
4. 管継手部及び一次防せい塗装品には、必ず防せい剤を上塗りし仕上げること。
5. 立上り管の位置は、維持管理に支障とならない場所とし、防寒等の措置を施すこと。
6. 管には、必要に応じて防食・防寒等の措置を施すこと。

1. メーターは、水平に取付けること。
2. メーターの取付けにあたっては、流水方向を確認し、逆取付けとならないよう施工すること。  
特に、表示部回転式メーターは注意すること。
3. メーター取付位置には、設置するまでの間スパンゲージ棒又はゲージ短管を取付けておくこと。
4. 口径75mm以上のメーターの設置にあたっては、取替えが容易に行えるようにメーター下流に継輪等を設置すること。  
なお、屋外での継輪等の設置位置は、メーターきょう内とすること。

1. 止水用具の設置にあたっては、機能点検を実施すること。
2. 据付けは、前後の配管に注意し、垂直又は水平とすること。
3. 止水用具の基礎は、沈下、傾斜等の起こらないように堅固に施工すること。
4. 道路内に止水栓及び仕切弁を設置する場合は、車両等の荷重が直接影響しない位置とすること。

1. 水抜栓の設置は、操作及び維持管理に支障とならない場所とすること。
2. 水抜栓は垂直に設置し、床面貫通部には固定金具を使用すること。
3. 水抜栓の排水口付近は、切込砕石等に置換えし、排水を容易にすること。
4. ドレンバルブ等の排水口部分は、吐口と排水管を切離した構造とし、逆流防止のため十分な空間を確保すること。

1. 仕切弁及び止水栓のきょうの基礎は、沈下、傾斜等が起こらないよう堅固に仕上げること。また、据付けはスピンドルが中心となるよう行うこと。
2. メーターきょうの設置は、きょう床面を水平に仕上げ止水用具の操作及びメーター取替えが容易に行えるよう据付けること。なお、雨水等の浸入を少なくするため、地面より高く設置すること。
3. きょうの設置は、使用区分に基づき行うこと。

## 〔施工編〕 16. 接合工事 | 6.1 接合工事 (指針P159)

### 【構造・材質基準に係る事項】

1. 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するために、その構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。 (基準省令第1条第2項)

1. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に用いる機械器具は、その用途に適したものを使用すること。(施行規則第36条第5項)

2. 配水管の取付口からメーターまでの給水装置の接合は、適切に作業を行うことができる技能を有する者が自ら行うか、又は技能を有する者の実地監督のもとに行うこと。(施行規則第36条第2項)

3. 接合は、継手の性能を確保するよう、適切な施工管理を行うこと。

4. 接合に用いるシール材、接着剤等は、水道用途に適したものを使用すること。

③給水装置工事の施工及び道路復旧について

48

## 〔施工編〕 17. 給水装置の防護 | 7.1 防護 (指針P164)

1. 鋳鉄管の管路は、**ポリスリーブ** で被覆し腐食防止を図ること。

2. 分岐部は、**防食(ポリエチレンシート、防食用コア等)** 及び **沈下防止** 等の防護を施すこと。

3. 配水用ポリエチレン管の管路及び分岐部は、**浸透防止スリーブ・シート** により浸透防止を図ること。

4. 開きよ等水路を横断する場合は、原則として水路の下に布設すること。また、軌道下を横断する場合は必要に応じて **ヒューム管等さや管** で防護すること。

5. 水圧等により管が逸脱するおそれがある場合は、必ず **逸脱防止** を施すものとし、必要に応じてコンクリート等で防護すること。

③給水装置工事の施工及び道路復旧について

49

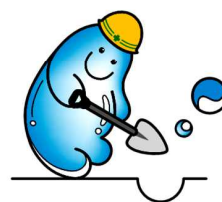
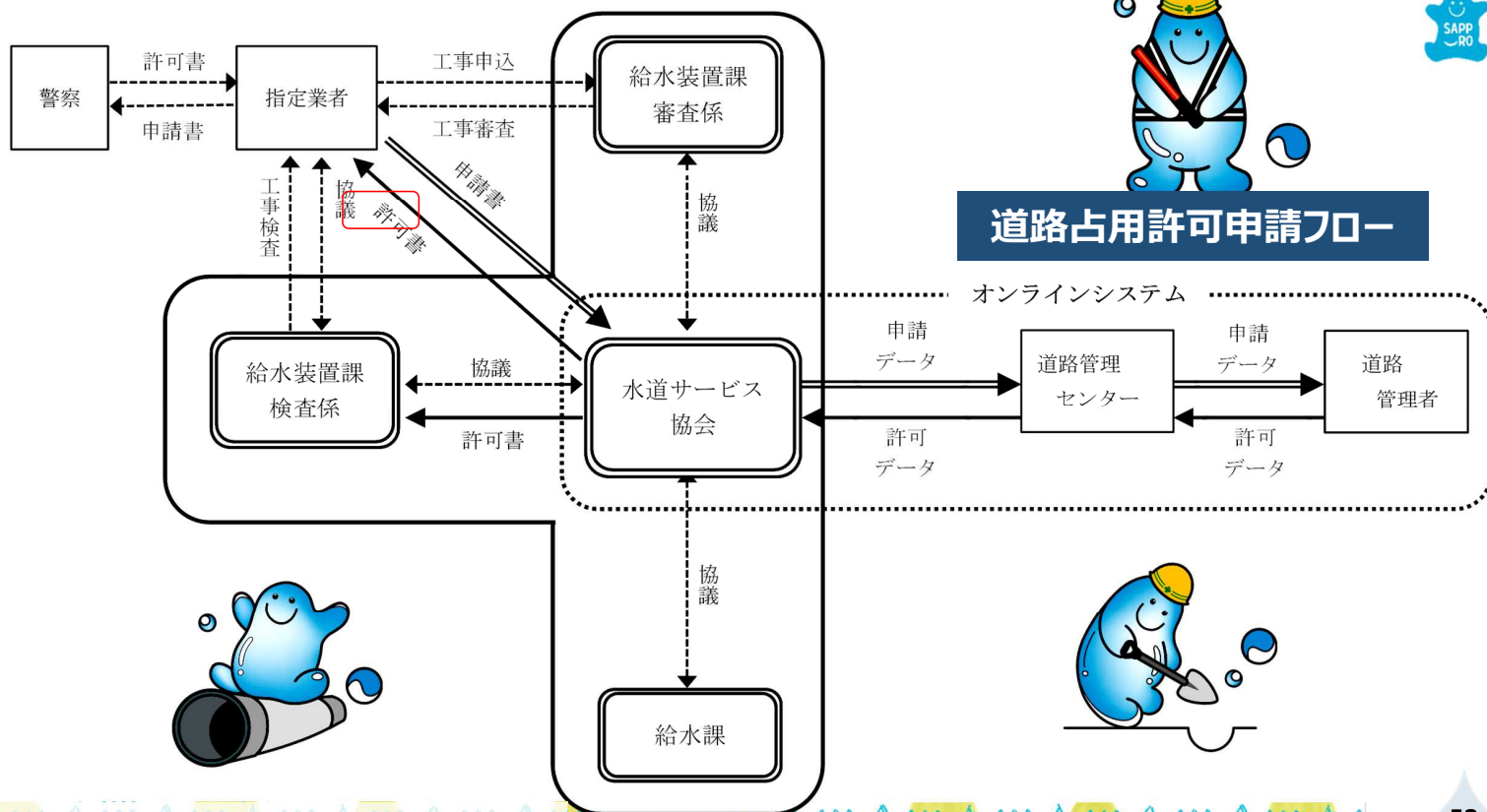
1. 道路に布設する口径75mm以上の給水管には、**水道用管表示テープ**<sup>°</sup> (以下「表示テープ」という。) を貼り付けること。
2. 道路に布設する口径50mm以上の給水管には、**水道用埋設用標示シート** (以下「標示シート」という。) を敷設すること。
3. 仕切弁、消火弁、分水栓、メーター及び給水管末端には、それぞれ **見出標** を貼り付け、その位置を明示すること。
4. 水道を使用する家屋等には **水道使用標識 (給水栓番号)** を貼り付けること。

5. 開発行為区域内及び公園等、将来的に布設位置が不明となるおそれがある場所に給水管を布設する場合は、**見出し杭・標示杭** 等を設置して、止水用具等の位置を明示すること。
6. 管路及び止水用具は、**オフセット** を測定し、位置を明らかにすること。
7. 仕切弁、消火弁、及び排水弁等の仕切弁きょう内には、仕切弁口径等 **表示プレート**<sup>°</sup> (支給品) を取付けること。また、ソフトシール仕切弁については、**表示カード** も同様に取付けること。





## 道路占用許可申請フロー



③ 給水装置工事の施工及び道路復旧について

## ④ 給水装置工事の検査について

# 講義内容

1. 指定事業者が行うしゅん功検査
2. 管理者(水道局)が行う検査

## 1. 指定事業者が行うしゅん功検査

指針P26

1. 指定事業者（主任技術者）は、しゅん功図書の書類検査及び現地検査により、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。
2. 給水装置の使用開始にあたっては、事前に管内を清浄するとともに、通水試験、水圧試験及び水質の確認を行うこと。

### <解説>

給水装置の構造及び材質が基準に適合していない場合は、給水を拒否又は停止することができるため主任技術者は、確実にしゅん功検査を行い、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。



# 給水装置工事使用材料・検査確認報告書の作成 P30

給水装置工事使用材料・検査確認報告書 (参考例)

品名	形質	単位	数量	検査確認の種別	備考
Pe及び継ぎ手	20A 25A 30A	m		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
VSP	20A	m		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
COP	15A 20A	m		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
SUS	20A	m		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
サドル付分水栓	100×20	個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
制T字管	100×50	個		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
伸縮式止水栓	20×13	個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
仕切弁	30A 40A 50A	個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
止水栓きょう	A-800 B C	組		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
メーターきょう	II-A型 IV型 (改) 大型	組		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	

給水装置工事使用材料・検査確認報告書 (参考例)

あて先 札幌市水道事業管理者

指定給水装置工事事業者番号  
指定給水装置工事事業者名  
電話番号  
代表者氏名

下記の使用材料及び検査をしたので届けます。  
給水装置工事主任技術者免状の交付番号  
給水装置工事主任技術者名

使用材料

品名	形質	単位	数量	検査確認の種別	備考
Pe及び継ぎ手	20A 25A 30A	m		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
VSP	20A	m		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
COP	15A 20A	m		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
SUS	20A	m		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
サドル付分水栓	100×20	個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
制T字管	100×50	個		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
伸縮式止水栓	20×13	個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
仕切弁	30A 40A 50A	個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
止水栓きょう	A-800 B C	組		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
メーターきょう	II-A型 IV型 (改) 大型	組		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	

しゅん功検査項目 (該当項目のみ□にレを記入)

検査種別及び検査項目	検査の内容	検査種別及び検査項目	検査の内容
1 分岐部	<input type="checkbox"/> 配水管への取付口の位置は適正である。(写真) <input type="checkbox"/> 配水管への取付口径は設計どおりである。 <input type="checkbox"/> オフセットは正確に測定されている。	給水用具 1 給水用具	<input type="checkbox"/> 性能基準適合品の使用確認。
2 メーターきょう内	<input type="checkbox"/> メーターは、逆付け、片寄りなく水平に取付けられている。 <input type="checkbox"/> メーターは、検針、取替えに支障がない。 <input type="checkbox"/> 遠隔表示装置 (受信器)、電線管類及び端子接続が適切に施工されている。	給水用具 2 検針	<input type="checkbox"/> 適切な検査が行われている。
3 埋設管	<input type="checkbox"/> 家屋の主要管は、構造物下の通過を避けている。 <input type="checkbox"/> 道路内及び宅地内の埋設深さは、所定の深さが確保されている。(写真)	受水槽 吐水口空間	<input type="checkbox"/> 吐水口と給水器具等との位置関係の確認。(写真)
4 管延長	<input type="checkbox"/> しゅん功図面と整合する。	通水試験	<input type="checkbox"/> 通水後、各給水用具から放水し、メーター座の確認。
5 きょう露	<input type="checkbox"/> 傾きがなく、16.8「きょう露」に適合している。	水圧試験	<input type="checkbox"/> 規定の水圧による、水圧試験で漏水及び抜けの確認。
6 止水栓 仕切弁	<input type="checkbox"/> スピンドルの位置がきょう露の中心にある。 <input type="checkbox"/> 操作に支障がない。	水質の確認	<input type="checkbox"/> 臭気等により確認。
7 道路復旧	<input type="checkbox"/> 道路許可条件のとおりである。(写真)	流入量の確認	<input type="checkbox"/> 水理計算に基づき、調整内容等を開示している。
8 各種見出し類	<input type="checkbox"/> 給水検査番号等の各種見出しが適正な位置に貼り付けられている。	加圧装置の圧力設定値確認 (加圧ポンプ)	<input type="checkbox"/> 水理計算に基づき、流入圧の低下によるポンプを加圧装置内所定値において確認。
	<input type="checkbox"/> 給水用具等がしゅん功図面と整合する。 <input type="checkbox"/> 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるガングに直接連絡されていない。	位置図	<input type="checkbox"/> 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要建築物の位置、構造がわかりやすく記入されている。
		平面図	<input type="checkbox"/> 方位が記入されている。 <input type="checkbox"/> 隣接家屋の水使用標識 (給水検査番号) 及び道路種別等付近の状況がわかりやすい。
		平面管路	<input type="checkbox"/> 建築物の位置、構造がわかりやすく記入されている。 <input type="checkbox"/> 縮尺が1/500の平面図が正確に記入されている。
		詳細図	<input type="checkbox"/> 立面図が記入されている。
		及び	<input type="checkbox"/> 平面図及び平面管路詳細図と立面図が整合している。
		立面図	<input type="checkbox"/> 分岐部のオフセットが記入されている。

## ④ 給水装置工事の検査について

# 給水装置工事使用材料・検査確認報告書の作成

指針P121～

## ～使用材料の確認～

### (検査認証の確認)

1. 日本産業規格 (水道用) → **JIS**
2. 第三者認証 → **認証マーク (表示のない場合は自己認証扱い)**
3. 自己認証 → **製品種類毎に試験証明書にて確認**

### 使用材料

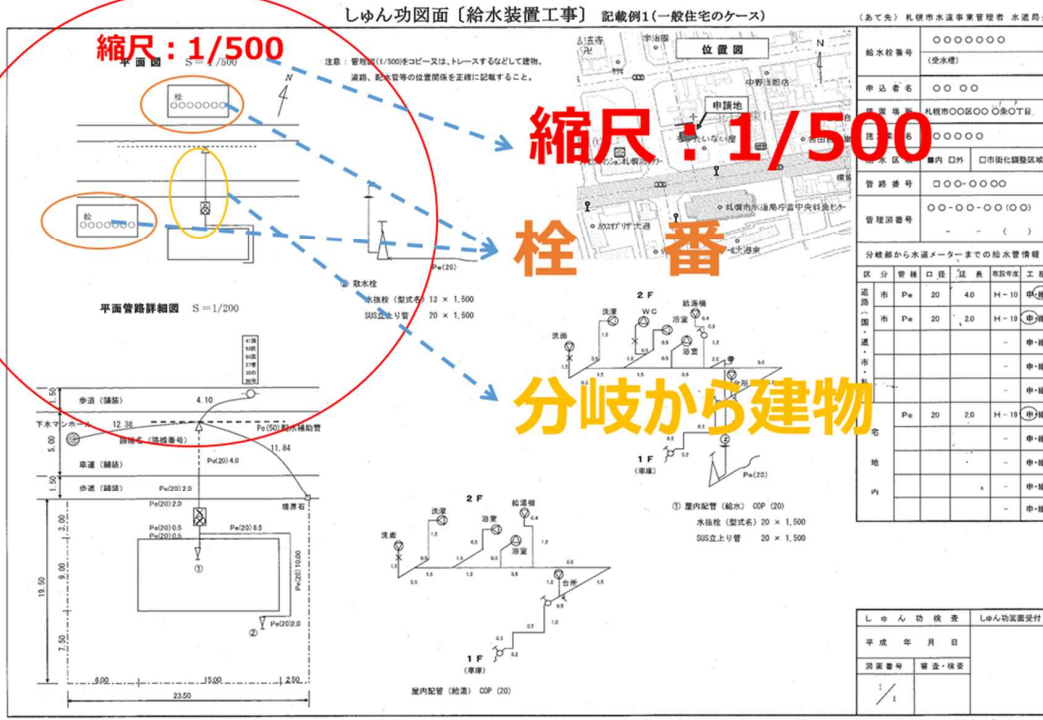
品名	形質	単位	数量	検査認証の確認	備考	品名	形質	単位	数量	検査認証の確認	備考
Pe及び継ぎ手	20A 25A 30A	m		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証		給湯器類 例 瞬間湯沸器 例 貯湯式		台		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
VSP	20A	m		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証		混合水栓類		個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
COP	15A 20A	m		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証				個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
SUS	20A	m		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証				個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
サドル付分水栓	100×20	個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証				個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
制T字管	100×50	個		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証				個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
伸縮式止水栓	20×13	個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証				個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
仕切弁	30A 40A 50A	個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証				個		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
止水栓きょう	A-800 B C	組		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証				組		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
メーターきょう	II-A型 IV型 (改) 大型	組		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証				組		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	

## ④ 給水





平面図



給水装置の表示範囲は分岐から建物隣接家屋の水道標識（給水栓番号）

縮尺: 1/500

栓番

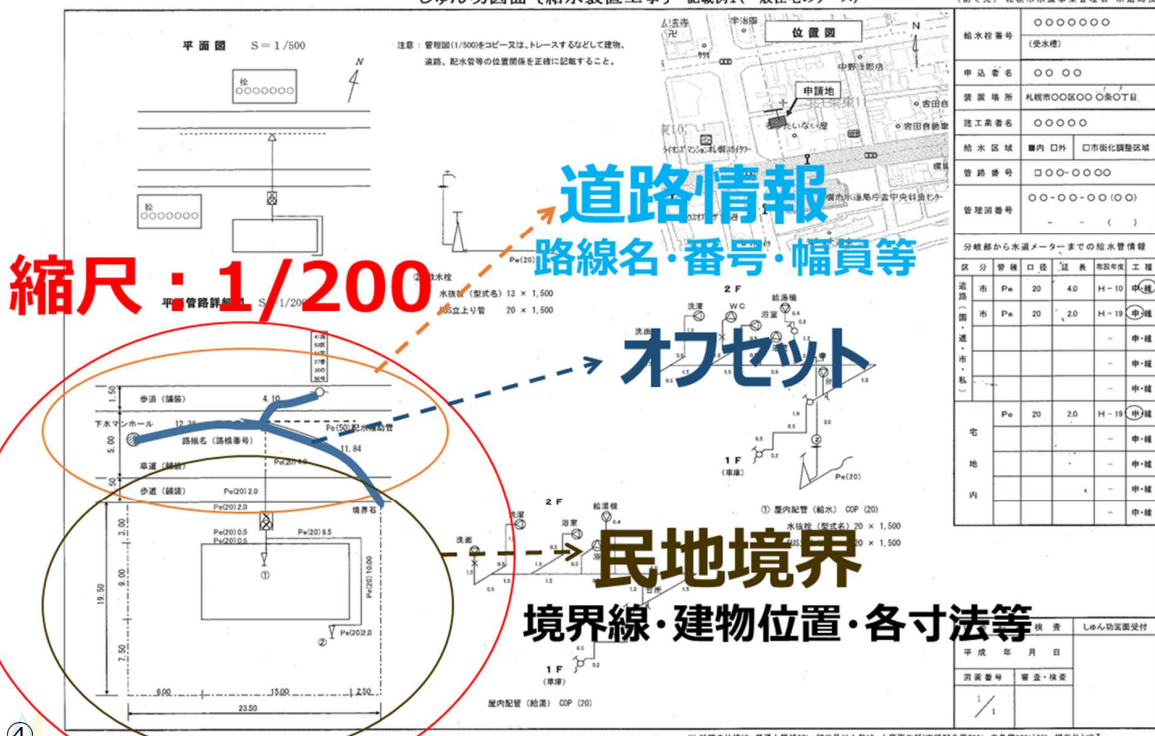
分岐から建物

給水栓番号	○○○○○○○					
(受水種)						
申込書名	○○○					
設置場所	札幌市○○区○○○丁目					
設置業者名	○○○○○					
給水区域	<input type="checkbox"/> 管内 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域					
管線番号	○○-○○○○○					
管理区番号	○○-○○-○○(○○)					
分岐部から水メーターまでの給水管情報						
区分	管種	口径	延長	物置年成	工種	
道	市	Pa	20	4.0	H-10	中・植
区	市	Pa	20	2.0	H-18	中・植
街	市	Pa	20	2.0	H-18	中・植
内	市	Pa	20	2.0	H-18	中・植
地						中・植
内						中・植

※ 給水の仕様は、普通上質紙55kg種商品以上又は、上質再生紙(古紙配合率70%、白色度80%)55kg種商品とする。



平面管路詳細図



道路の状況・建物の位置、構造・分岐部オフセット・各部の材料・口径・延長などを記載

縮尺: 1/200

道路情報

路線名・番号・幅員等

オフセット

民地境界  
境界線・建物位置・各寸法等

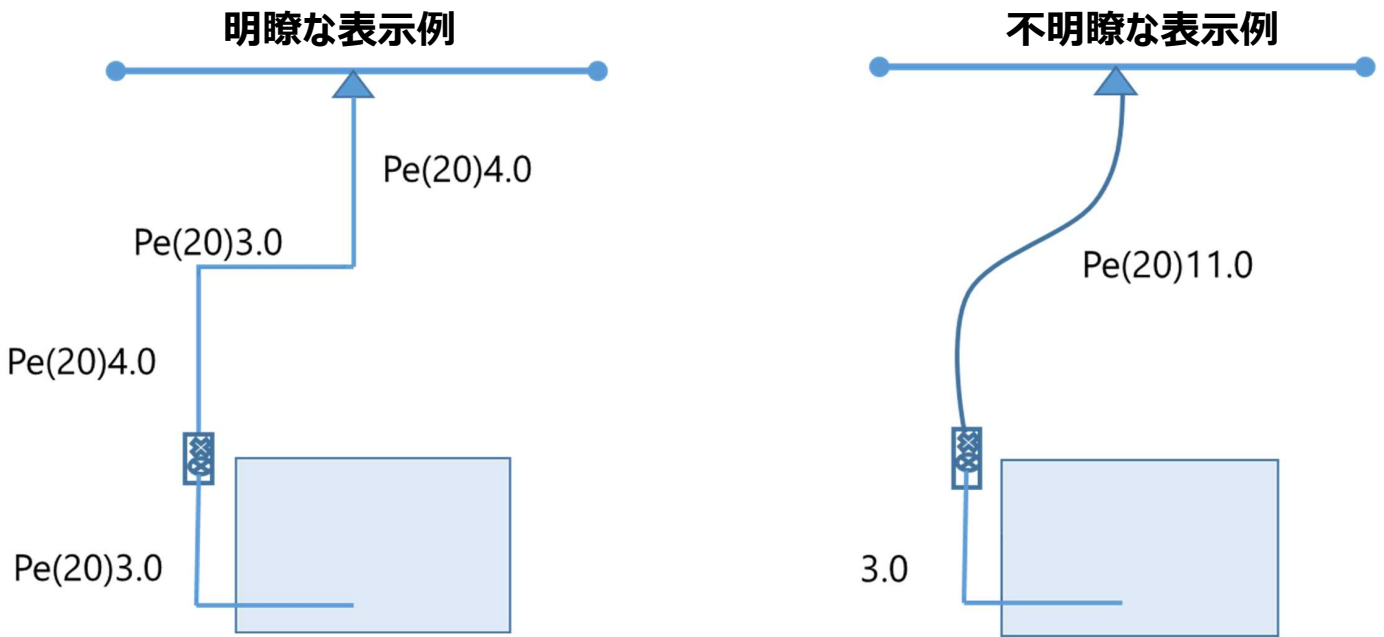
給水栓番号	○○○○○○○					
(受水種)						
申込書名	○○○					
設置場所	札幌市○○区○○○丁目					
設置業者名	○○○○○					
給水区域	<input type="checkbox"/> 管内 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域					
管線番号	○○-○○○○○					
管理区番号	○○-○○-○○(○○)					
分岐部から水メーターまでの給水管情報						
区分	管種	口径	延長	物置年成	工種	
道	市	Pa	20	4.0	H-10	中・植
区	市	Pa	20	2.0	H-18	中・植
街	市	Pa	20	2.0	H-18	中・植
内	市	Pa	20	2.0	H-18	中・植
地						中・植
内						中・植

※ 給水の仕様は、普通上質紙55kg種商品以上又は、上質再生紙(古紙配合率70%、白色度80%)55kg種商品とする。





# 給水管の平面表示



## ④ 給水装置工事の検査について

# しゅん功図面検査

# 指針P26～

## 平面管路詳細図・立体図

しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例1(一般住宅のケース)

① 平面図 S=1/500

② 平面管路詳細図 S=1/200

③ 立体図

④ 散水栓

⑤ 屋内配管(給水)

⑥ 屋内配管(給湯)

位置図

給水栓番号	○○○○○○○
(売水種)	
申込番号	○○○○
設置場所	札幌市○○○○○区○○○丁目
施工業者名	○○○○○
給水区域	■内 □外 □市街化調整区域
管路番号	○○○-○○○
管理番号	○○○-○○○(○○○)
管理種別	- ( )

区分	管種	口径	延長	接続状況	工種
道路	市	Pa 20	40	H-10	①
管内	市	Pa 20	2.0	H-11	②
管内	市	Pa 20	2.0	H-11	③
管内	市	Pa 20	2.0	H-11	④
管内	市	Pa 20	2.0	H-11	⑤
管内	市	Pa 20	2.0	H-11	⑥

しゅん功検査

平成 年 月 日

調査番号

審査・検査

平面図及び平面管路詳細図と立体図が整合していること

## ④ 給水装置工事の検査について

## 位置図

しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例1(一般住宅のケース)

位置図

申請場所

給水家屋、  
主要道路、主要建物等を記入

④ 給水装置工事の検査について

※ 紙質の仕様は、普通上質紙55kg種商品以上又は、上質再生紙(古紙配合率70%、白化率80%)55kg種商品とする。

申請地が判明できるように、  
道路状況及び主要建物等  
が記入されていること。



## 位置図と平面図の方位

しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例1(一般住宅のケース)

位置図

方位が記入されていること。

④ 給水装置工事の検査について

※ 紙質の仕様は、普通上質紙55kg種商品以上又は、上質再生紙(古紙配合率70%、白化率80%)55kg種商品とする。





## 管理者（水道局）が行う検査

### しゅん功検査に関わる事務手続き

指針P32

#### 1. 検査申込と検査手数料の納金（業務係調定窓口）

給水装置工事が完成 ・ 指定事業者が行う検査が完了



しゅん功図書を添えて、検査申込書提出と手数料の納金

（提出書類）

- ①しゅん功図（水理計算書等必要図書含む）
- ②給水装置工事使用材料・検査確認報告書
- ③工事写真
- ④給水装置工事（〇〇）検査申込書

④ 給水装置工事の検査について

68

## 管理者（水道局）が行う検査

### しゅん功検査に関わる事務手続き

指針P31

#### 2. 書類検査・水道メーターの支給

提出されたしゅん功図書を基に、管理者（水道局）が行う「**書類検査**」を実施後、「**現地検査**」の**日時打合せ**のうえメーターを支給する。

注）メーターの支給は平日の9時から16時まで

メーターの支給場所

口径 (mm)	支 給 場 所		
	直 読 式 (表示部回転式含む)	無 線 式	遠隔指示式 (個別)
13	給水装置課 (検査係) (総数11個以上は、資材センター)	給水装置課 (検査係) (ID設定済み)	資材センター
20以上	資材センター	資材センター (ID設定済み)	

堀上メーター返納場所

口 径	返 納 場 所
40mm以下	給水装置課検査係に返納
50mm以上	給水装置課検査係で指針を確認のうえ、資材センターに返納

※ 技術的な不備あるいは、故意・過失により、メーターを損傷・亡失した場合、原因者は損害額を補償しなければならない。

④ 給水装置工事の検査について

69



## しゅん功検査に関わる事務手続き

指針P32

### 3. 現地検査（担当検査員）

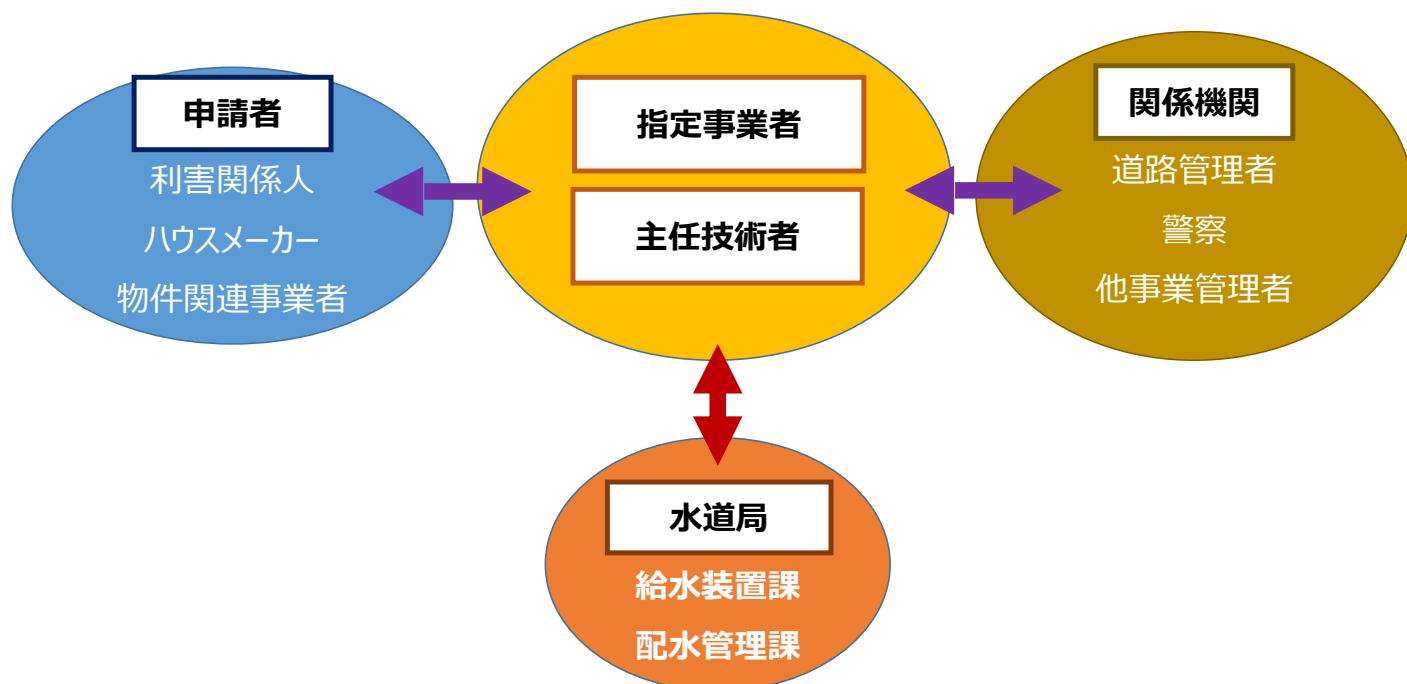
主任技術者は、管理者の検査の際、管理者の求めに応じ立会わなければならない。

#### <解説>

指定事業者制度とは、あらかじめ給水装置の工事に必要な知識、技術を有し、かつ、信頼し得る者を指定することにより、適正な給水装置工事の施工を確保しようとするものである。したがって、指定事業者が施工する給水装置は、水道法に定める給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合するものであることが前提となる。

このため、管理者の検査は、指定事業者の技術力と信頼性のチェックを主な目的として、指定事業者の施工した給水装置が、本市の基準等を遵守し施工されているかの確認を行うものである。

## 相互の情報交換



## ⑤ 給水装置工事の手数料等について

### 給水装置工事の手数料等について

- (1) 給水装置工事に係る手数料の種類
- (2) 工事申込書の流れと手数料の納入
- (3) 臨時給水の水道料金について
- (4) 水道利用加入金について

## (1) 給水装置工事に係る手数料の種類

- 給水装置工事に伴う手数料には、**設計審査手数料**と**検査手数料**がある。
- 水道局に申込みが必要な工事には、「新設工事」、「改造工事」、「撤去工事」の3種類がある。
- この3種類の工事のそれぞれに、**設計審査手数料**及び**検査手数料**がかかることになる。

## 設計審査手数料・検査手数料の金額

区分	メーター口径	設計審査手数料	検査手数料
新設工事	40mm未満	1件につき 4,000円	1件につき 7,600円
	40mm以上	1件につき 8,500円	1件につき 14,800円
改造工事		1件につき 2,200円	1件につき 4,900円
撤去工事		1件につき 900円	1件につき 900円

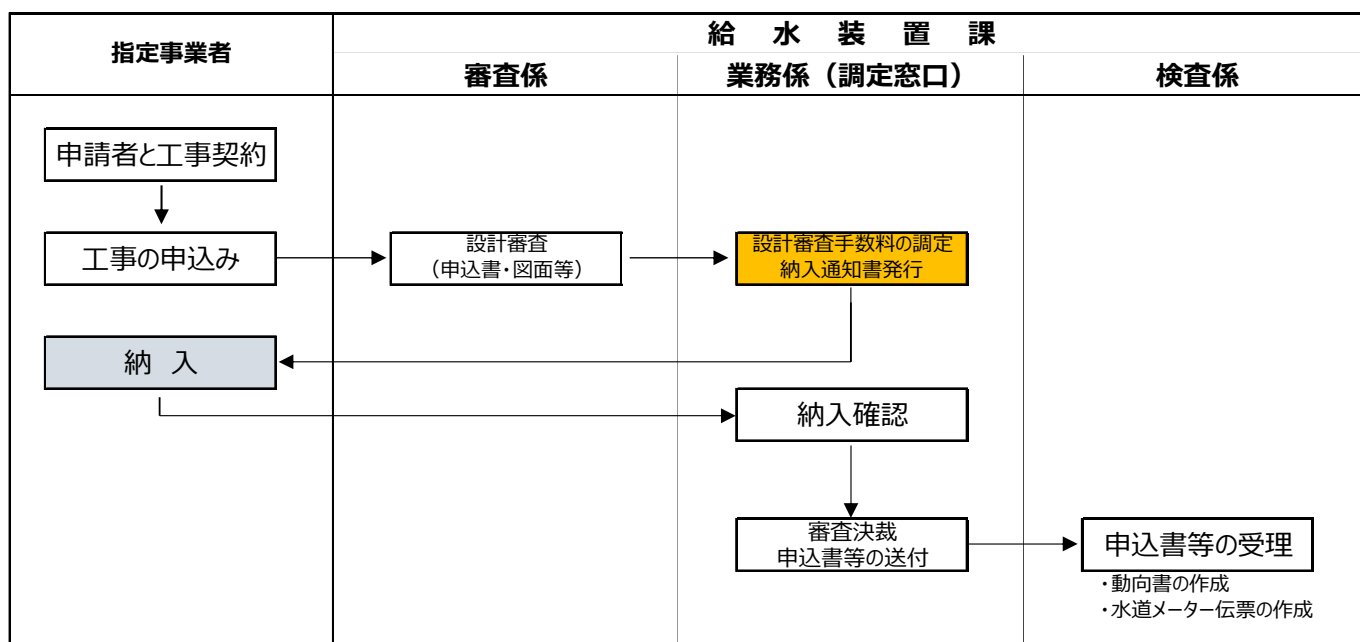
# 手数料の減免

- 水道メーターを**複数**設置する建物の  
設計審査手数料及び検査手数料の減免について

		設計審査手数料		検査手数料	
		1個目	2個目以降の 減免額	1個目	2個目以降の 減免額
新設工事	40mm未満	4,000	1,300	7,600	3,100
	40mm以上	8,500	1,300	14,800	3,100
改造工事		2,200	1,300	4,900	3,100
撤去工事		900	400	900	400

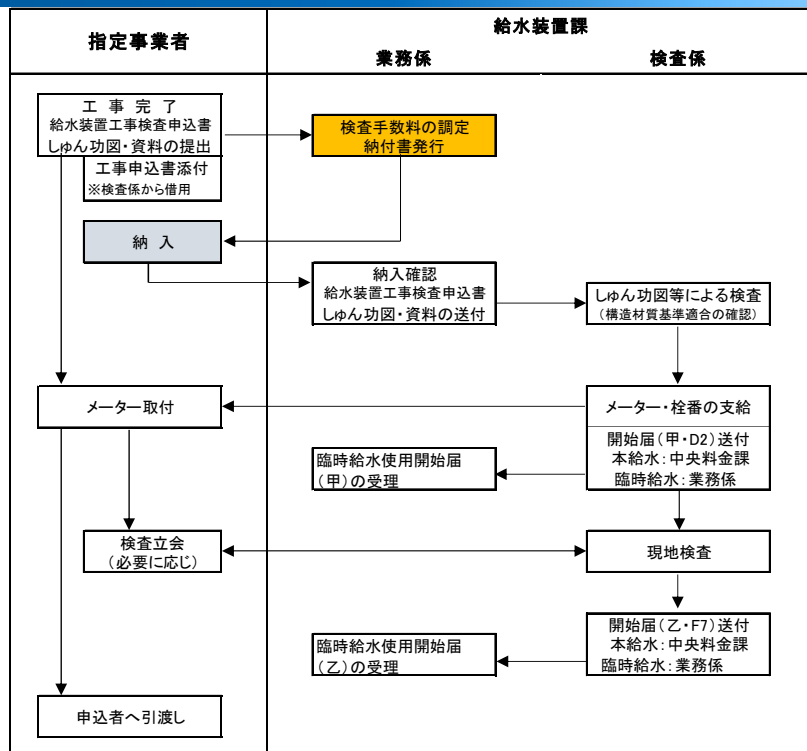
⑤ 給水装置工事の手数料等について

## (2) 工事申込書の流れと手数料の納入



⑤ 給水装置工事の手数料等について

## 検査手数料納入後の流れ



⑤ 給水装置工事の手数料等について

82

### (3) 臨時給水の水道料金 |

#### <臨時給水の水道料金>

**仮設**の給水装置で、**臨時**に給水する場合の水道料金のこと。

#### <使用期間>

- ・最短2か月、最長1年
- ・1年を超えるときには、一度精算し、再度申請が必要。

#### <既設の給水装置を臨時給水に使用する場合>

現在休止中のもので、水道料金の調定が行われていない給水装置であること。

⑤ 給水装置工事の手数料等について

83

<申請及び承認>

臨時給水の申請に必要な条件

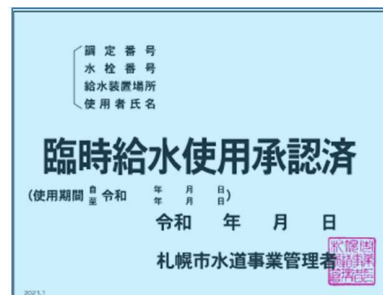
- 1 申込書の給水装置設置場所と同一であること
- 2 支払者の口座が記載されていること
- 3 使用するメーター口径に誤りがないこと
- 4 記載された申告水量が適正であること

臨時給水使用申請書

⑤ 給水装置工事の手数料等について

臨時給水の申請時は、原則、下記3点が必要です

- ・臨時給水使用申請書
- ・臨時給水の工事申込書
- ・臨時給水使用承認済の札（水色の札）



⑤ 給水装置工事の手数料等について



## 臨時給水の水道料金 4

<料金>

- 1か月当たりの基本料金（上水のみの場合）

口径	基本水量	上水金額	消費税	合計
13、20mm	10m <sup>3</sup>	5,000円	500円	5,500円
25mm	10m <sup>3</sup>	8,600円	860円	9,460円
40mm	30m <sup>3</sup>	38,000円	3,800円	41,800円

- 基本水量を超過した分は、1 m<sup>3</sup>あたり495円（消費税含む）加算する。
- 使用終了時には、メーター指針により精算を行い、納入済み額との差額が生じた場合、還付（返金）や追徴をする。

⑤ 給水装置工事の手数料等について

86

## 手数料の減免措置

- 新築を伴う臨時給水

工事区分	設計審査手数料	検査手数料
新設工事	あり	あり
撤去工事	<b>免除</b>	<b>免除</b>

- イベント、仮設事務所等の臨時給水

工事区分	設計審査手数料	検査手数料
新設工事	あり	あり
撤去工事	<b>免除</b>	あり

⑤ 給水装置工事の手数料等について

87

## (4) 水道利用加入金について

メーターの口径	加入金	消費税10%	税込金額
13mm	56,000円	5,600円	61,600円
20mm	160,000円	16,000円	176,000円
25mm	285,000円	28,500円	313,500円
40mm	900,000円	90,000円	990,000円
50mm	1,620,000円	162,000円	1,782,000円
75mm	4,500,000円	450,000円	4,950,000円
100mm	9,200,000円	920,000円	10,120,000円
150mm	26,000,000円	2,600,000円	28,600,000円
200mm以上	管理者が別に定める額		

⑤ 給水装置工事の手数料等について

88



### <受付時間>

#### ・審査業務

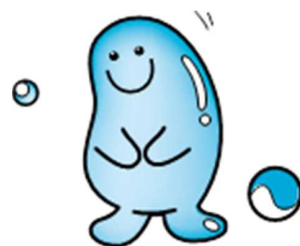
午前：8時45分～12時15分まで

午後：13時～16時まで

#### ・調定窓口

午前：8時45分～12時15分まで

午後：13時～16時30分まで



⑤ 給水装置工事の手数料等について

89

## ⑥ 給水装置工事に関するトラブル及び違反行為について



### 講義内容

1. 給水装置工事のトラブルについて
2. 違反行為事例について

# 1. 給水装置工事のトラブルについて



## 苦情・相談の事例「水抜栓の調子が悪い」



指定事業者

本体の交換が必要！  
金100,000円也

この差は何？  
ちゃんと説明して！



パッキン交換でOK！  
5,000円です！



水抜栓メーカー

## お客様への対応で心がけること

- ・自分の身分と用件を明確にする。
- ・服装に気をつけ礼儀正しくする。
- ・丁寧な話し方や説明をし、相手の立場に立つように心がける。
- ・乱暴な態度をせず相手に威圧感を与えない。
- ・作業前に作業内容や代金などについて十分説明して合意を得る。
- ・作業終了後には原因などをわかりやすく説明する。



## 水道局から皆さんへのお願い

工事終了後のお客様からの問合せに対応するとき

**工事が終わった後**でも、お客様から問合せがあった場合には、お客様に納得していただくよう**最後まで誠意をもって**対応してください。

水道局に依頼すべき事項と判断したとき

**水質**や**水道メーター**など、技術的に水道局が対応すべきものは、指定事業者**自らが責任をもって**、速やかに水道局へ連絡してください。



## 2. 違反行為事例について



### 違反行為とは？

水道法に違反する行為を行うこと



**繰り返し**違反行為を行う

**悪質な**違反行為を行う



指定事業者は…

主任技術者は…

「指定の停止・取消」

「免状の返納命令」



## 違反行為で多いものは？

### 無届での給水装置工事

水道局に届出をしないで、  
給水装置工事を行うことなど

### 無断通水

水道局に申請を行わずに  
無断で通水すること  
不正なメーターを用いて通水することなど

### 無断での道路掘削

給水装置工事で道路を掘削する場合、  
**道路占用許可・使用許可を受けずに、**  
道路を掘削すること

※道路占用と道路使用については、道路交通法で定められています。

### 資料の提出拒否

水道局から給水装置工事に関する報告や資料の提出を求められた場合で、  
**正当な理由なくこれに応じない場合**  
**虚偽の報告や資料を提出した場合**  
が該当します。

⑥ 給水装置工事に関するトラブル及び違反行為について

105

これらの違反行為については、打合せ、現場管理、工程管理を適切に行うことで防げるケースがほとんどです。

### 指定事業者の事業の運営の基準

水道事業者の給水区域において、工事を施行する時は、あらかじめ水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように工事を施行すること。

### 給水装置工事主任技術者の職務

水道事業者の承認を受けた工事等を施行する場合における工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

⑥ 給水装置工事に関するトラブル及び違反行為について

109

- ・違反行為となりそうな場合は、指定事業者だけで判断せずに水道局へご相談ください。
- ・指定事業者だけでは解決できないような困ったこと（例：水質、水道メーターの故障）が発生した場合には、お気軽にご相談ください。
- ・水道局と指定事業者が連携し、お客様に負担や不安を与えないようにすることがサービス向上に繋がりますのでご協力をお願いします。



## ⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に 係る事故防止



1. 事故防止のための取り組み
2. 立入調査での指導例

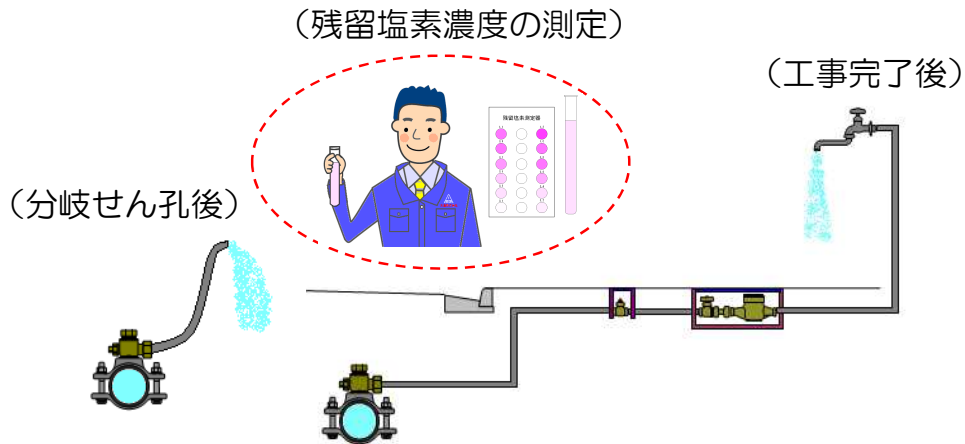


### 1. 事故防止のための取組



## 工事施工時の確認等（指定事業者）

- 埋設管調査、管表示テープ（青）の確認
- 残留塩素濃度の確認（適宜、臭気・色・濁り等も確認）



※ 残留塩素濃度の測定は、取出し工事の際には分岐部において、工事完了後は末端給水栓において行い、水道水であることを確認する。

⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止

119

### 3. 立入調査での指導例



⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止

121

## 立入調査での指導例

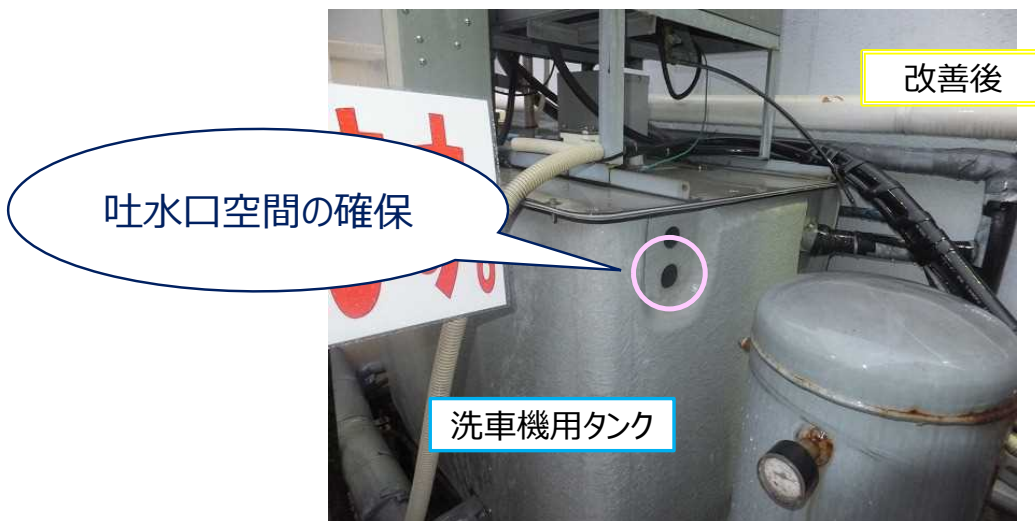
### 指導例①：吐水口空間の不足



⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止

## 立入調査での指導例

### 指導例①：吐水口空間の不足



⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止



## 立入調査での指導例

指導例②：高圧ポンプが直接連結されている



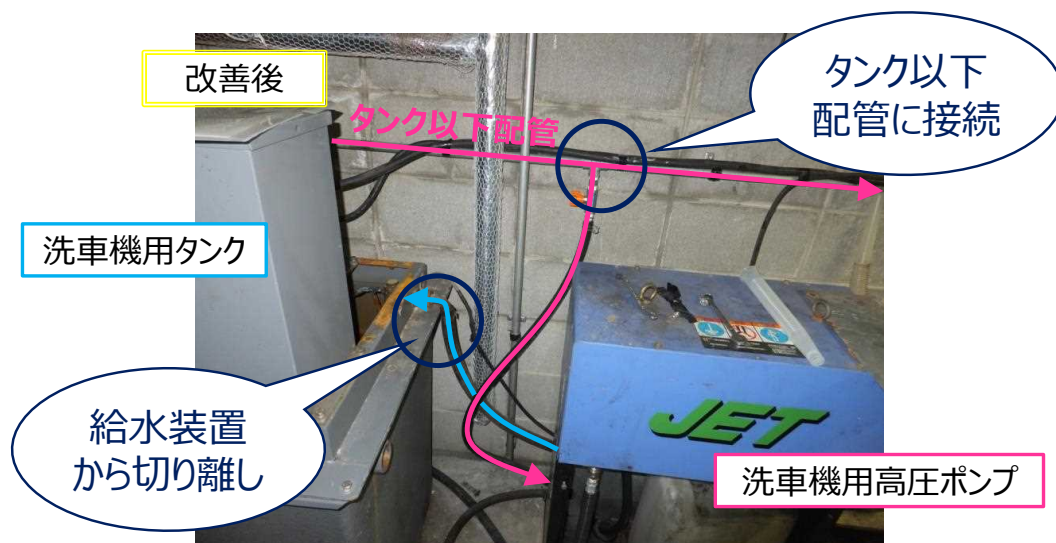
給水装置とスプレー式洗車機の高圧ポンプが直接連結されている

⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止

124

## 立入調査での指導例

指導例②：高圧ポンプが直接連結されている



洗車用タンク以下の循環系に接続され、給水装置から切り離された

⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止

125



## 立入調査での指導例

### 指導例③：未承認機器の直接連結



給水装置と未承認機器(軟水器)が**直接連結**されている

⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止

## 立入調査での指導例

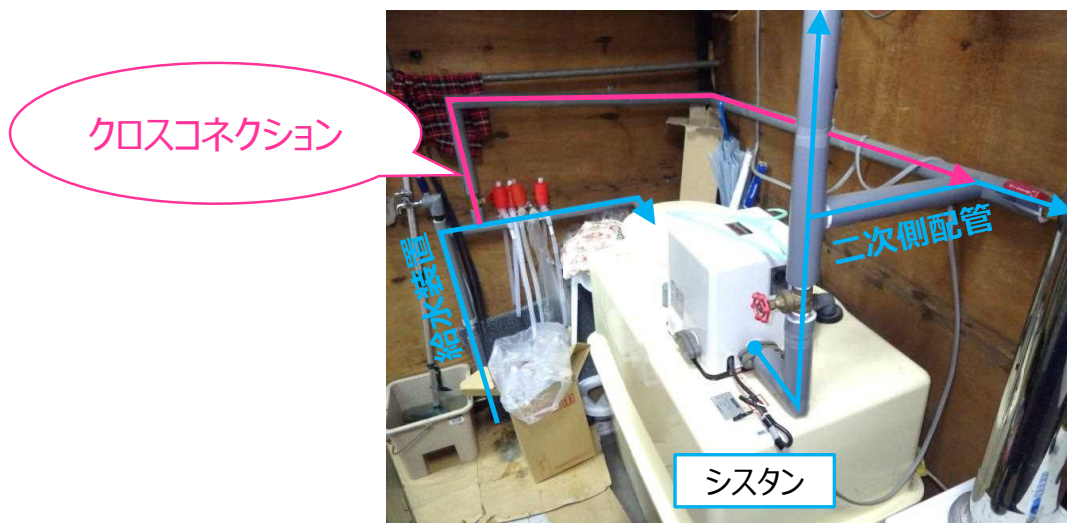
### 指導例③：未承認機器の直接連結



⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止

## 立入調査での指導例

### 指導例④：シスタン二次側とのクロスコネクション

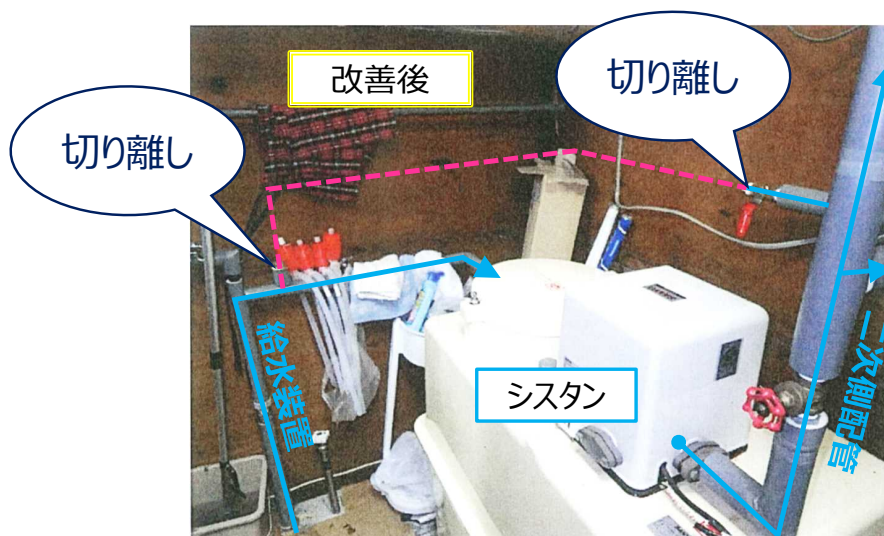


給水装置とシスタン二次側が**クロスコネクション**されている

⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止

## 立入調査での指導例

### 指導例④：シスタン二次側とのクロスコネクション



クロスコネクション配管が**撤去された**

⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止



## 立入調査での指導例

### 指導例⑤：井水配管とのクロスコネクション



水道水と井水(給湯)が**混合栓でクロスコネクション**となっている

⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止

## 立入調査での指導例

### 指導例⑤：井水配管とのクロスコネクション

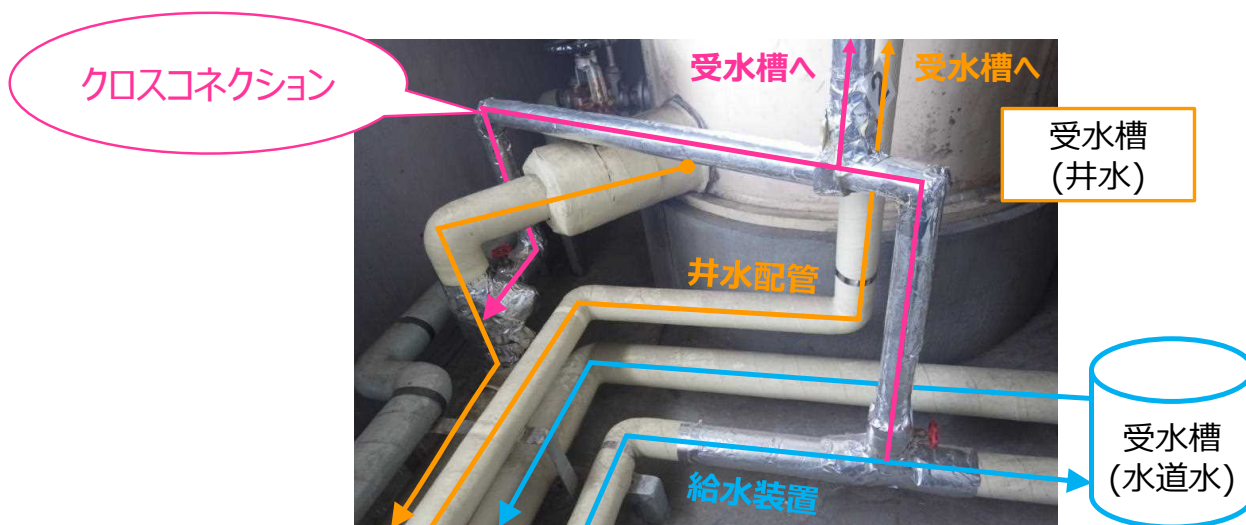


**混合栓が撤去**され、単独栓になった

⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止

## 立入調査での指導例

### 指導例⑥：井水配管とのクロスコネクション

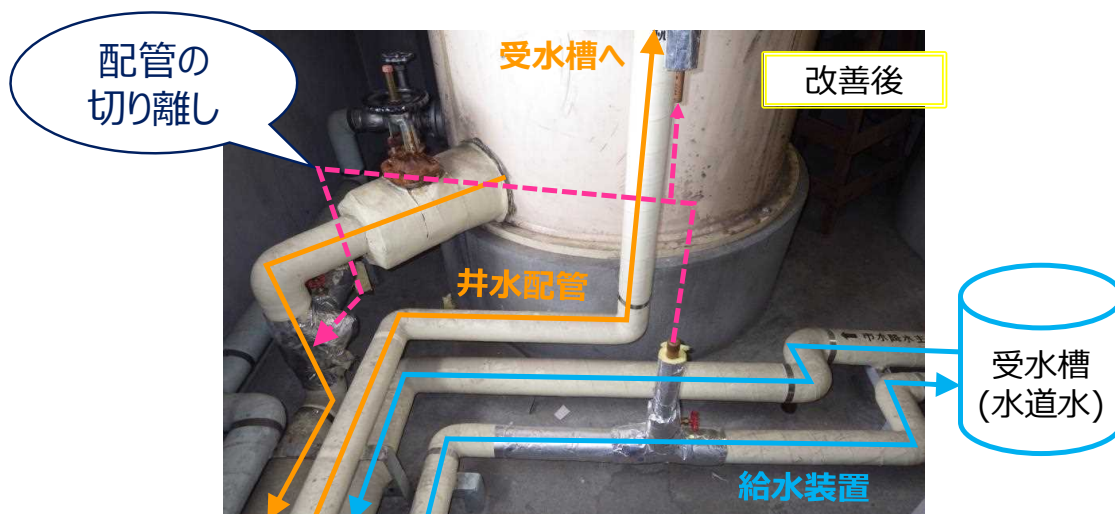


給水装置と井水配管が**クロスコネクション**されている

⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止

## 立入調査での指導例

### 指導例⑥：井水配管とのクロスコネクション



クロスコネクション配管が**切り離された**

⑦ 誤接続(クロスコネクション)等に係る事故防止

## ⑦ エポキシ樹脂粉体塗装ライニング管 について ～モルタルライニングとの違い～

令和5年4月1日より正式採用となるエポキシ樹脂粉体塗装管  
についていくつか注意点がありますのでご確認ください。

### エポキシ樹脂粉体塗装管

#### 注意事項

- ①エポキシ樹脂粉体塗装管の表記方法
- ②エポキシ樹脂粉体塗装管の切断方法
- ③エポキシ樹脂粉体塗装管の穿孔方法



## ①エポキシ樹脂粉体塗装管の表記方法

竣工図や管理図等に記載されるエポキシ管の表記について

### 「 DGXP (粉) 」となります

その他の見分け方法として

- ・ポリスリーブにもしっかりと「粉体塗装」と記載している
- ・そのため「粉体塗装」の文字が管頂部付近にくるように被覆し、年号テープで隠れないように注意

モルタルライニング管との見分けに  
しっかり注意して  
ね！



⑦ エポキシ樹脂粉体塗装ライニング管について



136

## ②エポキシ樹脂粉体塗装管の切断方法

エポキシ管を切断する際に、間違えた方法で行うと塗装面に支障を与えてしまう可能性があります。

### ・ダイヤモンドブレードを使用してください

モルタルライニング管に使用していた切断砥石にてエポキシ管を切断すると摩擦熱により塗装部を痛めてしまいます

### ・切断端面補修は従来通りです。

モルタルライニング管と同様にダクティル鉄管切管鉄部用塗料にて端面補修を行ってください

その他注意点

- ・管理図やしゅん功図をしっかりと確認し、使用工具の選択を間違えないように
- ・直射日光が粉体塗装面にあたらないように、切断後はしっかりフタを忘れずに

エポキシ管は熱に  
弱いから気を付けて！



⑦ エポキシ樹脂粉体塗装ライニング管について



138

### ③エポキシ樹脂粉体塗装管の穿孔方法

エポキシ管を穿孔する際、間違った方法で行うと、塗膜が剥がれてしまいます

・エポキシ管専用の穿孔ドリルを使用してください

モルタルライニング管に使用しているドリルで穿孔すると、塗膜が剥がれてしまいます

参考

铸铁管モルタルライニング用電動ドリル(小口径)



先端角118°

铸铁管エポキシ粉体塗装管用電動ドリル(小口径)



先端角90°~100°

铸铁管モルタルライニング用電動カッター(大口径)



铸铁管エポキシ粉体塗装管用電動カッター(大口径)



#### その他注意点

- ・管理図やしゅん功図をしっかりと確認し、使用工具の選択を間違えないように
- ・一度でも誤ってモルタル管を穿孔してしまったエポキシ管用ドリルはエポキシ管には使用しないでください

必ず使い分けないと、塗膜が剥がれて、色々な事故につながるよ！



⑦ エポキシ樹脂粉体塗装ライニング管について

## QRコードでスマートフォンからアクセス

水道局本局  
庁舎2階で貸  
出しています。

工事に関すること

札幌市給水装置工事  
設計施工指針



<https://www.city.sapporo.jp/suid/o/jigyosya/shitei/sekkeiseikoushishin.html>

事務手続きに関すること

札幌市  
指定給水装置工事事業者の制度  
に関する事務処理要領



<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/shitei/documents/zimusyoriyoryou20220202.pdf>

ご清聴

ありがとうございました。

